

発掘調査の経費等について

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

庁保記第七五号

平成一〇年九月二九日

各都道府県教育委員会教育長あて

文化庁次長通知

七 発掘調査の経費等について

(一) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第五七条の二第二項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」(昭和五六年二月七日付け庁保記第一一号)による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(二) 事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費(機械器具の借損料、立入補償費等を含む。)、出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む。)、報告書作成費等である。なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

発掘調査費用に係わる法人税基本通達

昭和 44 年 5 月 1 日
直審(法)25(例規)制定
基本通達より一部抜粋

第 7 章 減価償却資産の償却等

第 3 節 固定資産の取得価額等

第 1 款 固定資産の取得価額

(埋蔵文化財の発掘費用)

7-3-11 の 4 法人が工場用地等の造成に伴い埋蔵文化財の発掘調査等をするために要した費用の額は、土地の取得価額に算入しないで、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。ただし、文化財の埋蔵されている土地をその事情を考慮して通常の価額より低い価額で取得したと認められる場合における当該発掘調査等のために要した費用の額については、この限りでない。(昭 55 年直法 2-8「二十一」により追加)